



令和8年度(2026年度)

仕事応援ガイドブック

鎌倉市就労支援等事業所ガイド



鎌倉市障害者二千五千人雇用センター

はじめに

鎌倉市では、障害のある方が地域の中で自分らしく暮らし、社会の一員として活躍できる共生社会の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んでいます。その中でも「働くこと」は、生活の基盤を築くだけでなく、社会とのつながりを深め、自分自身の可能性を広げていく大切な営みです。一方で、障害のある方の中には、「働きたい」という思いを持ちながらも、「何から始めればよいのかわからない」「自分に合った仕事や働き方がわからない」「仕事を続けていくことに不安がある」といった悩みを抱えている方も少なくありません。また、ご家族や支援者の方々にとっても、どのような制度や支援が利用できるのか分かりにくいと感じる場面があるのではないのでしょうか。

こうした状況を踏まえ、本冊子「**仕事応援ガイドブック**」は、鎌倉市内における就労支援の情報を分かりやすくまとめ、働くことを考え始めた方やそのご家族、支援に関わる皆様に役立てていただくことを目的として作成しています。冊子では、働くことに関する相談窓口の紹介をはじめ、就労に向けた支援制度の概要、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所など、市内のさまざまな就労支援事業所の情報を掲載しています。これから働くことを考えている方が、自分に合った支援や働き方を見つけるための手がかりとして、また関係機関や支援者の皆様が情報を共有するための資料として、幅広くご活用いただければ幸いです。

働き方は一人ひとり異なり、就労に向かうまでの道のりも人それぞれです。就職を目指して訓練を重ねる方、福祉的就労を通じて経験を積む方、体調や生活リズムを整えながら少しずつ働く準備を進める方など、その歩み方は多様です。大切なのは、ご本人の「働きたい」という思いを尊重し、それぞれの状況や希望に応じた支援を受けながら、一歩ずつ前に進んでいくことです。そのためには、行政機関だけでなく、就労支援事業所、企業、地域の関係機関が連携し、地域全体で支えていくことが重要であると考えています。

本冊子に掲載している情報は限られたものではありませんが、実際の事業所見学や相談につながる「きっかけ」として役立てていただければ幸いです。そして、この冊子が、

障害のある方の就労への第一歩を後押しし、それぞれが自分らしく働き、地域の中でいきいきと生活していくための一助となることを心より願っています。

令和8年（2026年）4月
鎌倉市障害者二千人雇用センター

※本ガイドブックの記載内容は、令和8年（2026年）4月現在の情報です。

法制度改正や各事業所の運営状況等により、情報が変わることがありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

＜令和8年度（2026年度）版＞ 仕事応援ガイドブック

鎌倉市就労支援等事業所ガイド



目次

はじめに

『働きたい』と思ったら、どの窓口へ相談したらよい？・・・1

働きたい方への支援・制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

※1 何から始めてよいかわからない方へ

※2 障害や病気のことを会社に伝える

メリット・デメリット（オープン・クローズ）

※3 『障害者手帳』と『会社で働くこと』 どんな関係があるの？

※4 障害者手帳を申請するには？

※5 就労支援事業所の種類と特徴

就労支援事業所を選ぶときのチェックポイント

※6 事業所（サービス）を利用するまでの流れ

※7 ご本人の「働きたい」を応援するご家族へ

相談窓口のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

ハローワーク藤沢

鎌倉市障害福祉課

相談支援事業所（鎌倉市内）

鎌倉市障害者二千人雇用センター

よこすか障害者就業・生活支援センター／就労援助センター



市内就労関係事業所一覧（2026年4月現在）・・・・・・・・15

各就労支援事業所紹介（移行・A型・B型）・・・・・・・・16

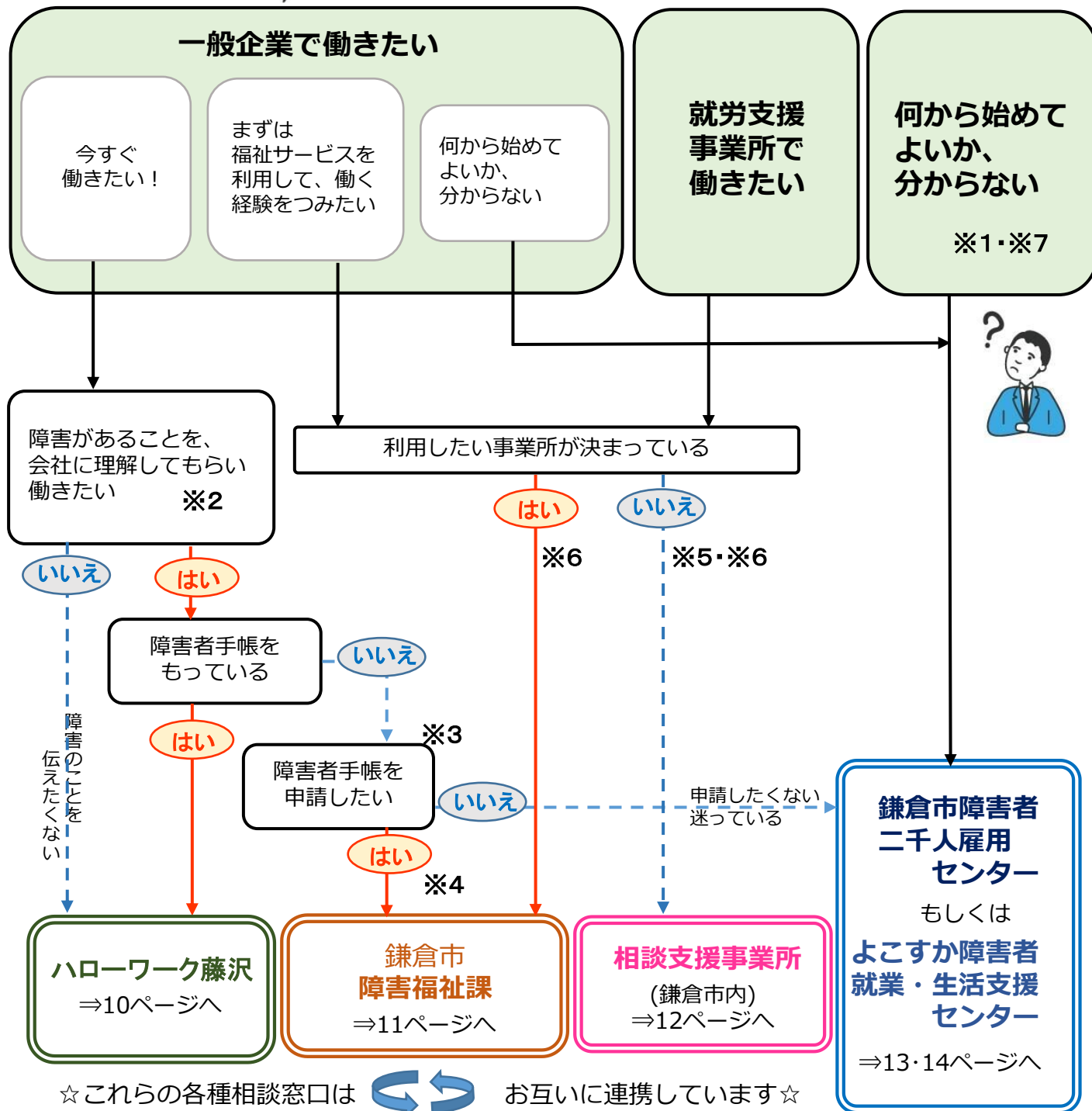
【参考】障害がある方への就労支援内容一覧・・・・・・・・43

『働きたい』と思ったら、どの窓口に相談したらよい？

あなたの
希望は？



“働き方”にはさまざまな種類があります。あなたがイメージする
“働き方”に合わせて、準備の仕方や活動方法をサポートする窓口が
あります。まずはお気軽に問い合わせてみましょう！



- ※1 何からはじめてよいか分からない方へ ⇒2ページ
- ※2 障害や病気のことを会社に伝えるメリット・デメリット（オープン・クローズ） ⇒3ページ
- ※3 『障害者手帳』と『会社で働くこと』 どんな関係があるの？ ⇒4ページ
- ※4 障害者手帳を申請するには？ ⇒5ページ
- ※5 就労支援事業所の種類と特徴、選ぶときのチェックポイント ⇒6～7ページ
- ※6 事業所（サービス）を利用するまでの流れ ⇒8ページ
- ※7 ご本人の「働きたい」を応援するご家族へ ⇒9ページ

※ 1 何から始めてよいか分からない方へ



◆『働く』への不安は、人それぞれ

※何からはじめてよいか分からない方はたくさんいらっしゃいます※

「どのような働き方ができるの？」

「就職活動はどのようにしたらよい？」

「自分の障害や病気について、どう会社に伝えたらよいの？ 伝えなくてはならないの？」

「自分が仕事をしたいのか、わからない」

「自分の職業的な能力を知りたい」

「仕事を続ける自信がない」

「どのような支援や制度があるの？」

「まず、どこに相談すればよいの？」

◆仕事応援ガイドブック 1 ページに掲載されている各種「相談窓口」の役割について

1 『働きたい』と願う皆さんの伴走者です

様々な思いや不安、希望に寄り添い支援をしていきます。

『就職』は、“ゴール”ではなく、“スタート”です。

ご相談をお受けし、情報提供をします。

あなたの“スタート”に向かって一緒に考え、行動していきます。

2 あなたに必要な支援につなぎます。(各種「相談窓口」どうして連携しています)

『働く』に向けた準備、訓練をする支援

『就職活動』の支援

『継続して働く』ための支援 など

◆まずは、はじめの一歩として「相談」をしてみませんか◎



「何から始めてよいか分からない」

とお気軽にお声がけ下さい。

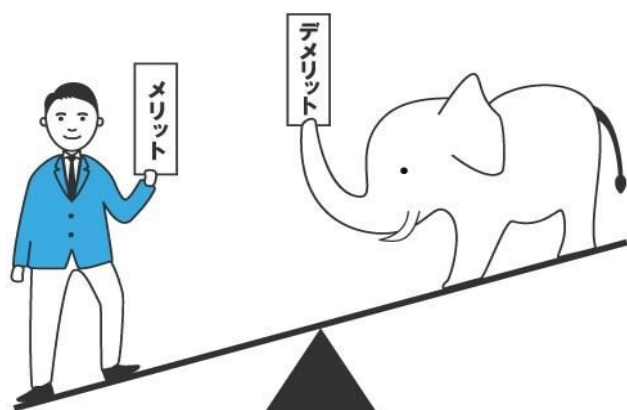
お待ちしております！

※ 2 障害や病気のことを会社に伝えるメリット・デメリット (オープン・クローズ)

	障害や病気を オープン にする	障害や病気を クローズ にする
メ リ ッ ト	理解とサポートを得やすい	選択肢が多い
	苦手なこと、できないことを職場に伝えておくことができます。	就職窓口や求人数が多く、応募のチャンスが広がります。
	安心して働き続けられるよう、支援者が事業主と相談しながらサポートしていくことができます。	短時間雇用（週20時間未満）など、いろいろな雇用形態があります。
	ジョブコーチや、職場訪問というかたちで現場で支援ができます。	気軽にいられる
デ メ リ ッ ト	通院のための休みを取ったり、勤務中の服薬したい場合に配慮がしてもらいやすくなります。	「職場に自分の障害や病気のことを知られてしまうのがいやだ」という場合、知られることがありません。
	障害者専用求人に応募する場合は、一般求人に比べて、応募機会や選択できる職種が少なくなります。	サ 少 ボ ナ ー イ ト が
	選択肢が少ない	職場内の悩みは、自分で解決することになります。障害への配慮は期待できないかもしれません。
	週20時間以上働くことが事業主から求められます。	負 担 感 が あ る
		障害や病気のことを隠すため、不安を抱きやすくなります。結果、働き続けることが難しくなることが多いです。
		通院や服薬について、周りの人に知られないようにすることが負担になることがあります。

オープン、クローズ、どちらを選ぶかで、働き方が変わってくる場合があります。

自分にとってどちらが合うか、よく考え、選びながら、就職活動をしましょう。



※3 『障害者手帳』と『会社で働くこと』 どんな関係があるの？

👂 障害者を採用したい企業があります ～障害者雇用という働き方～

障害のある方が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて社会で活躍するための制度として、障害者雇用という制度があります。

障害者雇用促進法において、従業員が一定数以上の規模の事業主に対して法定雇用率以上の割合^{*1}で障害者を雇用することが義務付けられています。障害者雇用は原則として障害者手帳を所持している方が対象^{*2}となります。障害をオープンにして就労したいと考えている方は、障害者手帳を取得することで障害者雇用の求人にも応募することができるようになり、就労の可能性が広がります。

^{*1} 〈令和8年7月以降〉

民間企業：2.7% 国、地方自治体：3.0% 都道府県等の教育委員会：2.9%

^{*2} 障害者雇用率制度の上では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者を実雇用率の算定対象としています。

👂 障害者雇用求人に応募するには ～障害者雇用率制度～

以下の2点が要件となります。

① 障害者手帳を持っていること

② 週所定労働時間働けること

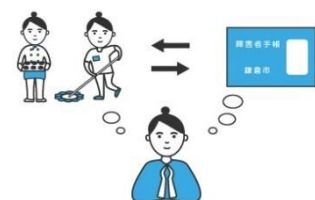
企業は法律に従い、障害者雇用率を満たす必要があります。対象となる従業員の週所定労働時間によりカウントが異なります。カウント方法は下図の通りになります。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 (※)	0.5

※ 当分の間の措置として、精神障害者である短時間労働者は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、1人をもって1人とみなすこととしている。
厚生労働省ホームページより

『障害者雇用率』『週所定労働時間』など制度は変化します。

最新情報はハローワーク藤沢へお問合せください。



※ 4 障害者手帳を申請するには？

◆申請窓口 **鎌倉市障害福祉課** (本庁舎1階・5番窓口)



0467-61-3974 (直通)

◆必要な書類 障害者手帳ごとに異なります。

下記の内容を参考のうえ、各種詳細は、市障害福祉課にお問い合わせください。



■ 身体障害者手帳 ■

○身体障害者診断書・意見書(所定書式)



※診断書・意見書を記入できる
医師は身体障害者福祉法第
15条の指定を受けている医
師に限ります。

○顔写真1枚



※たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影
脱帽で上半身、本人が明確にわかるもの、
写真専用紙

○個人番号(マイナンバー)のわかるもの



■ 療育手帳 ■

○顔写真1枚

※たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影
脱帽で上半身、本人が明確にわかるもの、
写真専用紙



○個人番号(マイナンバー)のわかるもの



※障害状況や年齢に応じ、必要となるものが異なりますので、
詳細は市障害福祉課にお問い合わせください。

■ 精神障害者保健福祉手帳 ■

○医師の診断書(所定書式)または
精神障害を事由とする障害年金証書



※障害年金証書の代わりに、直近の
年金振込通知書または年金支払
通知書でも手続きが可能です。

○顔写真1枚



※たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影
脱帽で上半身、本人が明確にわかるもの、
写真専用紙

○個人番号(マイナンバー)のわかるもの



※精神障害者保健福祉手帳は有効期間が2年間となります。
更新申請は、有効期限の3か月前の1日から行うことができます。



※ 5 - 1 就労支援事業所の種類と特徴

	就労移行支援事業所	就労継続支援 A型事業所	就労継続支援 B型事業所
主な 特徴	・ <u>一般就労に必要な知識・能力をつける</u> ・ 仕事に必要なマナーを勉強したり、会社で実習ができる ・ <u>自分に合った就職対策をしたり、就職活動をサポートしてもらえる</u> ・ 就職後も働き続けるための「<u>定着支援</u>」を受けることができる	・ 事業所に雇われて仕事をする（<u>雇用契約を結ぶ</u>） ・ 実際に仕事を通して社会性を身につけることができる ・ 会社と同じように毎月お給料をもらう（最低賃金以上と定められているが、減額特例があるので注意） ・ 週20時間、1日4時間働ける人が利用できる	・ A型よりは<u>負担の軽い作業</u>が中心 ・ 軽作業を行い<u>生活のリズムを整える</u>ことができる ・ 雇用契約はないが、作業内容やその売り上げに応じた<u>工賃をもらう</u>
もらえる お金	基本的になし ※事業所によっては工賃が支給される場合もある 各事業所紹介情報参照（16～20ページ）	各事業所紹介情報参照（21～24ページ） ※減額特例あり	各事業所紹介情報参照（25～42ページ）
通える 期間	2年	制限なし	制限なし
年齢 制限	原則 18歳～65歳未満	原則 18歳～65歳未満	原則 18歳～
サービス 利用 自己 負担	0円～37200円（上限） ※月額自己負担は、課税状況により異なります。 詳しくは鎌倉市障害福祉課へお問い合わせください。		

※ 5 - 2 就労支援事業所を選ぶときのチェックポイント



共通 のチェックポイント

事業所の体制	☐ 自分の障害の種別（知的・身体・精神など）が対象になっている？ ☐ 困ったときに職員やメンバーに相談できそう？
仕事内容	☐ 具体的な業務・作業内容は？ ☐ 自分に合っている？ ☐ 自分がやりたい業務・作業？
事業所の雰囲気	☐ 自分に合っている？ ☐ 他の通所者と一緒に過ごせそう？
その他	☐ 数日間の体験実習ができる？ ☐ 無理せず通い続けることができそう？（交通手段、通勤通所時間）

感じた雰囲気は大切な判断材料です！

就労継続支援 A 型事業所 のチェックポイント

勤務時間	☐ 働く時間帯が自分に合っているか？
給 料	☐ 給料はいくらもらえる？ ☐ 時給が最低賃金を下回る場合がある？ （「最低賃金の減額特例」といいます）

雇用契約を結ぶ前に確認してみましょう！

就労継続支援 B 型事業所・

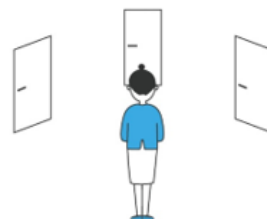
就労移行支援事業所 のチェックポイント

勤務時間	☐ 自分の希望する日数・時間で通所することができる？
訓練内容	☐ 訓練メニューやカリキュラムは実際どんな感じ？ ☐ 希望する業種や職種への就労支援メニューがある？
工 賃	☐ 作業工賃はいくらもらえる？ （就労移行支援事業所の場合、工賃が支給されない場合もあります）
就 職	☐ どのような企業に就職している？ ☐ その事業所から就職した人がどのくらいの期間働いている？

無理のないペースでスタートできそうですか？

※6 事業所（サービス）を利用するまでの流れ

- ・手続きについては、サービスによって必要となるものが異なる場合があります。
- ・サービス利用までの流れが前後する場合があります。
- ・詳細については、それぞれの窓口へ 事前にお問い合わせください。



〈サービス利用までの基本的な流れ〉



※7 ご本人の「働きたい」を応援するご家族へ

「働きたい」というご本人の気持ちをまず尊重しましょう。

その上で、ご本人の特性を見極め、得意なことやできることが生かされる仕事を一緒に探しましょう。

仕事を続ける上で「心と体の健康」を管理していくことはとても大切です。それらは日々の生活リズムが整っていることが前提となります。

早寝早起きの習慣はもちろんのこと、適度な運動や服薬の管理など、ご本人お一人で難しければ、必要に応じて声を掛けるなどしましょう。

休日の過ごし方として体を休めことも必要ですが、趣味などに時間を充てることで適度なリフレッシュ効果をもたらしますので、そうした時間の使い方も適宜アドバイスができるといいと思います。

また、困ったことはご家族だけで抱え込まないで、所属している事業所やこの冊子に掲載されている機関などに、遠慮なく相談してください。



ハローワーク藤沢



専門援助部門(2階①番窓口)では、障害の種別・程度・就労にあたって必要な配慮事項、会社
に伝えてよい情報など、ご本人に確認しながら相談や紹介を行っています。

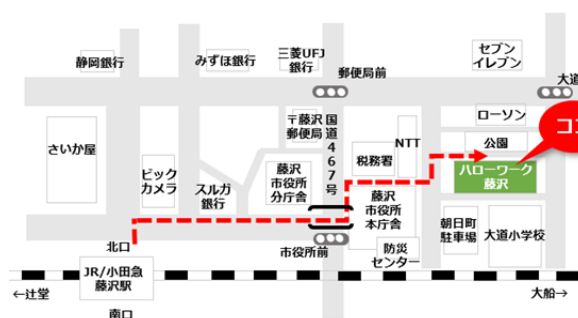
精神障害者雇用トータルサポーターが配置されています。求職登録後、完全予約制で個々の
状況に応じて相談を実施します。

障害者専用求人に応募いただけるだけでなく、一般の求人への紹介も行っています。

専門援助部門での相談を希望されない場合は、一般職業紹介窓口(1階)で求職登録のうえ、
相談や紹介を行います。

▶ 開庁時間 月曜～金曜 8:30～17:15 土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです

▶ 所在地 〒251-0054
藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 1・2 階



JR 藤沢駅 北口より徒歩 7 分
入口は公園側からとなります。
当庁舎の駐車場は、台数に限りがあり
ます。ご来所の際には公共交
通機関をご利用ください。

▶ 連絡先 TEL : 0466-23-8609 (代) FAX : 0466-55-6613

代表電話は自動音声装置でご案内しております。部門コード「47#」を入力してください。

47# 専門援助部門 障害者の職業相談・紹介に関するお問い合わせ

利用するときは

① 『求職登録』が必要となります。

氏名・住所・希望する仕事の条件や今までに経験した仕事、障害等の症状などを確認しながら
求職登録を行います。診断名のわかるものや、障害者手帳があればお持ちください。

② 求職登録を行うと『①番窓口ご利用者カード (ハローワーク受付票)』を お渡しします。ハローワークへお越しの際は、必ずお持ちください。

③ 『みどり色の番号札』をお取りになり、お持ちください。順番で呼びします。

鎌倉市障害福祉課

障害福祉課は、障害者手帳の交付をはじめ、障害福祉サービスの支給申請や障害者の方への医療費助成、各種手当など、障害福祉に関する各種申請の受付および相談窓口となっています。

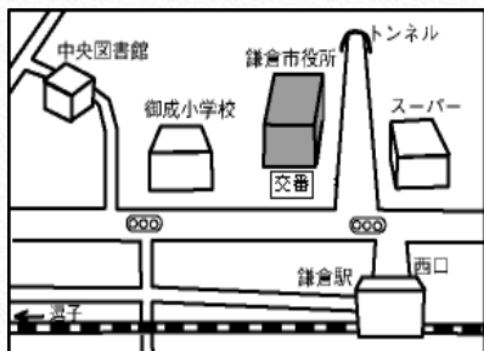
障害に関してお困りのことがございましたら、お気軽に障害福祉課にご相談ください。

▶ 開庁時間 平日（月～金） 8:30～17:00
祝日、年末年始(12/29～1/3)をのぞく

〒248-8686

▶ 所在地 鎌倉市御成町 18-10（本庁舎 1 階・5 番窓口）

▶ 電話 TEL : 0467-61-3974 （直通）



最寄駅： JR・江ノ電

「鎌倉駅」西口より徒歩 6 分

最寄バス停：江ノ電バス・京急バス

「鎌倉市役所前」バス停からすぐ

駐車場 あり 障害者専用スペースあり

車椅子貸出 あり 要申込 受付：月～金曜日 8:30～17:00

手話通訳 あり 申込は必要ありません

授乳室 あり



相談支援事業所

生活上のいろいろなご希望、お困りごとを伺い、『サービス等利用計画』を作成します。通う事業所が決まった方も、どこに通うか迷っている方も、そもそも福祉サービスって何？という方も、どうぞお気軽にご相談ください。あなたの「働きたい」を各関係機関と協働しながら応援します。

計画相談を受けている事業所（サービス等利用計画作成に関する相談）



	事業所名	住所	電話番号	身体	知的	精神
①	鎌倉地域支援室	小袋谷 1-4-20 ビオニー鎌倉 1 階	0467-55-8878	○	○	○
②	地域活動支援センター キャロットサポートセンター	小町 1-3-5 東昭ビル3階	0467-25-3939	○	○	○
③	地域生活サポートセンター とらいむ	由比ガ浜 2-2-40 KFビル 4 階	0467-61-3205	○	○	○
④	鎌倉やまなみ 相談支援事業所	関谷 753 鎌倉清和園	0467-55-5003		○	
⑤	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	鎌倉山 2-8-34	0467-33-5995		○	
⑥	相談支援事業所 麦の穂	扇ガ谷 1-7-7-101	0467-25-2567			○
⑦	ハーモニー	玉縄 1-2-23 石原ビル 2 階	0467-53-7186	○	○	○
⑧	虹の子相談支援事業所	常盤 10-10	0467-43-5600		○	
⑨	ハートケア鎌倉 居宅介護支援センター	笛田 5-2-15	0467-81-3193	○	○	○
⑩	鎌倉プライエムきしろ	関谷 1781	0467-48-2101	○	○	○
⑪	みどりの園鎌倉	常盤 165-8	0467-33-3911	○	○	
⑫	鎌倉療育センター 小さき花の園	腰越 1-2-1	0467-31-6703	○	○	
⑬	相談支援事業所 靴ひも	岩瀬 1-15-20 湘南中ビル 201 号室	080-7450-7672			○
⑭	この子キャリア応援団	山崎 1833-5	080-6389-6378	○	○	○
⑮	相談支援事業所やまぶき	台 3-9-6 富士見町 terrace102	080-3493-4369	○	○	

鎌倉市障害者二千人雇用センター

「働きたい」「働きたい」という一人ひとりの思いに寄り添いながら、
ご本人の状況に応じた就労相談・支援を行います。

▶ 受付時間 平日（月～金）・第2・第4（土） 9:30～17:00
※祝日、年末年始（12/29～1/3）をのぞく

▶ 所在地 〒248-0012
鎌倉市御成町 20-21 鎌倉市福祉センター 1 階

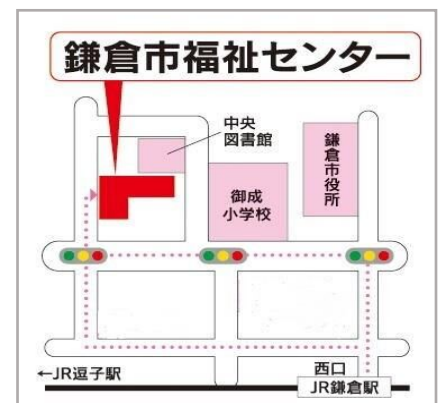
▶ 連絡先 TEL : 0467-53-9203 FAX : 0467-53-9204
e-mail : koyoucenter@npo-mind.or.jp

▶ ホームページもご覧ください



利用のながれ

- ① **電話相談**
簡単に状況をお伺いし、初回面談の日程を決めます。
- ② **初回面談**
センターの説明をさせていただきます。
ご希望があれば、利用登録をさせていただきます。
- ③ **アセスメント**
相談開始
現在の状況をお伺いし、今後について検討します。
- ④ **継続相談**
課題を整理し、解決に向けた取り組みを一緒にを行います。
- ⑤ **就職活動**
ハローワーク等と連携し、就職活動を行います。就労を目指し訓練等を検討をされる場合は、訓練機関のご提案やお繋ぎもします。
- ⑥ **定着支援**
ご希望があれば、必要に応じて職場へ訪問し、企業との調整をおこないます。



よこすか障害者就業・生活支援センター 就労援助センター

一人ひとりの「働きたい」という思いを実現するため、雇用・福祉・教育等の関係機関と協力して、求職活動支援と職場定着支援を行います。また、就業生活をしていく上での悩み事について支援します。（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町にお住まい方が対象です）

「働きたいがどうしたらいいかわからない」「職場で困っていることがある」「就業生活の悩みや不安を相談したい」など、まずはお電話等でご連絡ください。

▶ 開所時間 平日（月～金）8:30～17:15 祝日、年末年始(12/29～1/3)をのぞく

〒238-0041

▶ 所在地 横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館 4 階

TEL : 046-820-1933 FAX : 046-820-1934

▶ 連絡先 e-mail : shugyo@yokosuka-shakyo.or.jp

▶ ホームページも ご覧ください



利用のながれ

①相談・面接



②登 録



③求職活動



④職場見学



⑤職場実習



⑥就 労



⑦定着支援

登録手続きのため、センターに来所していただきます。あなたの希望や状況をお聞きしたうえで、関係機関と連携しながら、必要なことを一緒に考えていきます。

ハローワークを通して就労先、実習先を一緒に探します。企業面接時には、センター職員が助言したり、同行する支援を行います。

就労を希望する職場の様子や仕事内容等を一緒に見学に行きます。

実際の職場で仕事を体験します。

働き始めるにあたり、職場で長く働き続けられるよう、本人・関係者と必要な調整を行います。

就労開始後、センター職員が定期的に事業所を訪問し、人間関係や仕事の調整を行ったり、本人や企業からの相談に応じるなど、職場定着の支援を行います。

